

流山市民安全パトロール隊員募集要項

流山市では、市民生活の安全確保と犯罪のない明るい地域づくりを推進するため、自主自立の団体として設置している「流山市民安全パトロール隊」（以下「パトロール隊」という。）の活動にご協力いただける隊員を募集します。

パトロール隊は、ボランティアの方々による市直属（市長が委嘱）の団体で、青色回転灯付き車両を使用した市内のパトロールや街頭啓発活動等の実施により、市民が安心して安全に暮らせるよう、日々活動しています。

1 活動内容

- (1) 定期的なパトロール活動
- (2) 市及び流山警察署からの要請に基づく出動
- (3) 地域安全に係る市民等への啓発活動

2 応募資格

以下のすべての項目に該当する方

- (1) 健康な方
- (2) 市内在住又は在勤在学の方
- (3) 普通自動車免許証保有者（AT限定でも可）

※運転免許証非保有者については、要相談。

- (4) 日常的に自動車の運転をしている方（運転免許証保有者のみ）
- (5) 月4回以上、活動1回につき2時間程度パトロール活動を行える方

3 活動条件

月ごとに作成する行動計画表に基づき、2人以上で青色回転灯付き車両によるパトロール活動及び街頭啓発活動等を実施

4 任期

2年（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。途中からの委嘱の場合は残任期間とします。）

5 報酬

無報酬

6 保険等

- (1) 市で活動保険に加入します。
- (2) 制服等のパトロール活動に必要な物品を、市から貸与します。

7 応募手続

- (1) 募集期間
随時受け付けます。
- (2) 提出書類
ア 応募用紙（流山市が指定する様式）
※コミュニティ課及び市ホームページから入手可能
イ 運転免許証の写し（運転免許証所有者のみ）
応募書類は、コミュニティ課へ郵送又は持参してください。
なお、提出された書類は返却いたしません。

8 応募されてからの流れ

- (1) 面接
面接を実施し、研修対象者を決定します。
- (2) パトロール研修
2か月以上（原則2か月とし、活動状況によって変動の可能性有）のパトロール活動研修を受けていただきます。
- (3) 委嘱
パトロール隊員として、市から正式に委嘱されます。
※面接から委嘱については、随時行います。

9 書類提出および問い合わせ先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所市民生活部コミュニティ課 防犯係

電話：04-7150-6076（直通）

FAX：04-7159-0954